明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○財務省組織規則の一部を改正する省令（財務四一）　一
〔告　示〕
○銀行法施行令第十七条の二第一項から第三項までの規定を適用しない金融庁長官の権限等を定める件等の一部を改正する件（金融庁三〇）　二
○指定較正機関を指定した件（総務一九四）　三
○町を市とする処分の件（同一九五）　三
○公証人法第七条ノ二第一項の規定による指定の件（法務一六九）　三
○食糧援助に関する日本国政府とサントメ・プリンシペ民主共和国政府との間の書簡の交換に関する件（外務一九九）　三
○在外教育施設の認定を取り消す件（文部科学一四六）　四
○介護保険法第百十八条の二第二項の規定に基づき市町村が厚生労働大臣に提供する情報の利用及び提供に関する指針（厚生労働二四〇）　四
○海洋水産資源開発促進法施行令第二条第九号の農林水産大臣が指定する法人を定める件の一部を改正する件（農林水産一二三〇）　四
○保安林の指定施業要件を変更する件（同一二三一～一二四〇）　四
○航空法施行規則第百四十九条第一項の規定により航空機の運航の状況を記録するための装置を装備し、及び作動させなければならない航空機であって、技術上の理由その他のやむを得ない理由により同項に規定する飛行記録装置、航空機映像記録装置、航空機情報記録システム、操縦室用音声記録装置又は操縦室用音響記録システムを装備することが困難であるもの並びに当該航空機が同項に規定する飛行記録装置、航空機映像記録装置、航空機情報記録システム、操縦室用音声記録装置又は操縦室用音響記録システムを装備しなくてよい期間を指定する告示（国土交通七〇二）　六
○高速自動車国道に関する件（同七〇三～七〇七）　七
〔国会事項〕
〔人事異動〕
内閣　最高裁判所　七
〔官庁報告〕
官庁事項
組換えＤＮＡ技術応用飼料の安全性に関する確認を受けた飼料について（公表）（農林水産省）　八
国家試験
平成三十年度マンション管理士試験実施公告（国土交通省）　八
国土調査法による地図及び簿冊の作成公告（国土交通省）　八
〔公　告〕
諸事項
官庁
司法書士懲戒処分、北朝鮮特定貨物の保管、閉鎖機関の特殊清算人の選任、在外会社の引当財産の管理人の選任、特別経理会社の特殊管財人の選任、猪名川土地改良区連合役員の退任及び就任、建設業の許可の取消処分関係　八
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　八
特殊法人等
厚生年金基金清算結了・清算人退任、企業年金基金変更・清算結了・清算人退任関係　八
地方公共団体
環境影響評価書の縦覧関係　八
会社その他

省　令

○財務省令第四十一号

財務省設置法（平成十一年法律第九十五号）第十四条第四項、第十五条第三項及び第五項並びに財務省組織令（平成十二年政令第二百五十号）第八十一条第三項の規定に基づき、並びに同法及び同令を実施するため、財務省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年六月一日

財務大臣臨時代理
国務大臣　野田　聖子

財務省組織規則の一部を改正する省令

財務省組織規則（平成十三年財務省令第一号）の一部を次のように改正する。

第百九十六条第三十一号イ中「ホ及びヘ」を「ト及びチ」に改め、同号ウを同号ヰとし、同号ニから同号ムまでを同号ホから同号ウまでとし、同号ハの次に次のように加える。

ニ　電子決済等代行業、信用金庫電子決済等代行業、労働金庫電子決済等代行業、信用協同組合電子決済等代行業、農業協同組合法第九十二条の五の二第二項に規定する特定信用事業電子決済等代行業、水産業協同組合法第百二十一条の五の二第二項に規定する特定信用事業電子決済等代行業又は商工組合中央金庫電子決済等代行業を営む者

第二百二十一条第一号中ラをムとし、ホからヌまでをヘからラまでとし、ニの次に次のように加える。

ホ　電子決済等代行業、信用金庫電子決済等代行業、労働金庫電子決済等代行業、信用協同組合電子決済等代行業、農業協同組合法第九十二条の五の二第二項に規定する特定信用事業電子決済等代行業、水産業協同組合法第百二十一条の五の二第二項に規定する特定信用事業電子決済等代行業又は商工組合中央金庫電子決済等代行業を営む者

第二百二十七条第一項第三号中「ワからナ」を「カからラ」に改め、同号中ナをラとし、ロからネまでをハからナまでとし、イの次に次のように加える。

ロ　電子決済等代行業、信用金庫電子決済等代行業、労働金庫電子決済等代行業、信用協同組合電子決済等代行業、農業協同組合法第九十二条の五の二第二項に規定する特